

緊急事態宣言解除に伴う施設の開所及び運営についてのお知らせ

(5月27日更新)

国の緊急事態宣言解除に伴い、令和2年5月27日(水曜)から再開いたします。

ただし、段階的に感染症対策を緩和する方針に従い、当分の間、入浴サービス、教室・講座などの実施はいたしません。

よろしくお願いいたします。